

平成17年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成17年6月22日(水曜日)

午前10時00分開議

- 第7 一般質問
- 第4 議案第31号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第5 議案第32号 平成17年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第33号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第34号 農業委員会委員の推せんについて

追加日程

- 議案第35号 末広団地公営住宅新築工事その1工事請負契約の締結について
- 第9 請願第6号 畑作物共済(いんげん3類)の制度改善を求める請願書
- 第10 請願第7号 生鮮ジャガイモの輸入解禁に反対する請願書

追加日程

- 意見書案第5号 畑作物共済いんげん3類)の制度改善を求める要望意見書
- 意見書案第6号 生鮮ジャガイモの輸入解禁に反対する要望意見書
- 意見書案第7号 温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実を求める要望意見書
- 意見書案第8号 道路整備に関する要望意見書
- 意見書案第9号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める要望意見書
- 意見書案第10号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める要望意見書
- 第11 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成16年度訓子府町一般会計予算)
- 第12 報告第5号 訓子府町土地開発公社の経営状況等報告について
- 第13 報告第6号 出納検査結果報告について
- 第14 議員の派遣について
- 第15 所管事務調査について

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長	鳥山	勝見	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。なお、小坂議員から午後から早退の届出が出てきております。

そのほか、久原選挙管理委員長から欠席の報告があります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第7、一般質問を継続いたします。

9番、上原豊茂君の発言を許します。

なお、今日も温度が上がりそうなので、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君）一般質問については、通告に従いまして進めてまいりたいと思いません。

自治体再編、経済の停滞等により、自治体運営に困難をきたしている現状にあります。住民にとって生活の安全と安心、さらには明日への希望を持ちたいと思い、これを可能にする自治体運営を期待するのは当然のことだと思います。

町として、これらの住民の要求に答えるべく、最大の努力を行わなければなりません。

これからの町行政の柱と考えている福祉と基幹産業について、町長の考えを伺いたいと思います。

最初に、これからの福祉政策の取り組みについて、お伺いをいたします。

次世代育成支援推進行動計画についてであります。先般、住民アンケートをベースとした細部にわたる計画についての説明を受けたところでありますが、この計画作成の段階で、住民の直接参加はあったのかどうか。また、この計画内容については、確定的なものと考えていいのかどうか。

次には、これから町民の声を聞く組織づくりを行おうとしているが、組織構成をどのようにするのか。そのメンバー選任等の基準についても伺いたいと思います。また、これらの組織の声を行動計画にどのように取り組むのか、お伺いをしたいと思います。

次に、計画期間が2期に分かれているわけですが、2期目は見直し期間というふうにされておりますが、前・後期でこの計画を進める中で目標を分けているのかどうか、伺いたいと思います。

次には、老人福祉政策についてありますけれども、現状課題と今後の取り組む具体的な施策についてお伺いをしたい。

また、介護保険料の増額含め、住民負担が確実に増えている中で、年金だけの生活者等について、生活に窮する状況が起きてないかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 「これからの福祉政策の取り組みについて」大きく2点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の次世代育成支援推進行動計画の策定にあたって、住民の直接参加があったか、また計画内容は確定的なものかとのお質問ですが、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備など、子育てを支援するための計画の策定が市町村に義務づけられました。

本町ではこのことを受け、平成15年11月に計画策定に係る内部会議を開催し、計画は町の直営を基本にし、適切な事務処理に努めることを確認し、役場内関係各課のほか主任児童委員、学校の養護教諭のご協力をいただきながら、計画の策定にあたってきたところです。

従いまして、計画段階で直接住民の参加をいただいておりますが、ニーズ調査などを行い、住民の意見を反映することができたものと考えております。

また、計画の内容につきましては、現時点で想定されるものを盛り込んでおりますが、状況を見ながら変更があり得るものと考えております。

次に、町民の声を聞く組織構成をどのようにするか、行動計画についてどのように取り組むのかとのお尋ねですが、町が実施している育児教室などに参加されている子育て中の親やボランティア活動をされている方々を中心に組織づくりを進め、行動計画の進め方に幅広く意見をいただくことを想定しております。

次に、計画期間が2期に分かれているが、前期・後期で目標を分けているのかとのお尋ねですが、基本計画につきましては、前期・後期を合わせて策定しておりますが、具体的な目標事業量につきましては、5年後の平成21年度までの目標値を掲げております。

次に、2点目の老人福祉施策についての現状課題と今後の取り組む具体的施策はないか、介護保険料の増額を含め、住民負担が確実に増えている中で、年金生活者などに生活に窮する状況はないかとのお尋ねですが、高齢化の進展の中で、各種福祉や医療、介護など総合的な施策をとっていく必要があると考えておりますが、お年寄りが健康で長生きできるまちづくりをしていかなければなりません。

また、住民負担が増える中では、ある程度生活への影響があると考えられますが、現在のところ生活に窮するという苦情や相談が増加しているという状況にはありません。

今の経済情勢を考えると、今後においても住民負担が増えてくるものと予想されますが、生活に困窮する世帯などがあった場合には、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、私の質問に対してお答えをいただきました。

そこで、まず1点目の次世代育成支援推進行動計画について、再質問をさせていただきます。最初の計画段階で、住民の直接参加はないということであります。今お答えいただいた中では、これから町民の声を聞くべく組織づくりについても、一定の基準を設けて想定しているというような感じが見受けられます。そこで当然、前段で直接住民の声、参加をしていただけていないという点からしますと、これは基本的に住民参加ということ念頭においた政策でありますから、当然住民参加をいかにすべきかというところに主眼をおく

べきでないかというふうに思います。そういう点からすると、この構成メンバー、組織のこれからつくられる組織の構成メンバーについては、一定人数を超える分と言いますか、何人を想定しているのかちょっとわかりませんけれども、少なくともそれらの半分ぐらいは住民からの公募と言いますか、そういう形をとるべきでないのか。本当の意味の住民参加というものを願うのであれば、当然積極的な住民からの声を聞くと。それらを受け止めていくということが必要かと思えますけれども、それらに対する対応についてどのように考えかお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま組織の構成メンバーについてのお尋ねでございますけれども、組織の体制につきましては、まだ具体的に詰めたものはございません。それで今公募という話もございましたけれども、具体的には公募ということは現状では考えておりませんけれども、今想定をしております子育て中の親とか、ボランティア活動に参加されている方々ということで、こういう部分の人たちに入っていくことによって、幅広く意見をいただけるものというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 確かにボランティアも含めて、直接子育てをしている親御さんの声と言うのは、これはもう欠かせないと言いますか、当然取り込んでいかなければならないというふうには考えますけれども、例えばそれを代弁するべく人材がいるとすれば、例えば住民の中から推せんしていただいた人間をその構成メンバーに入れて行くとか、要するに先ほど言いましたように、住民主体にするという点からすると行政側から一定の型をはめるのでなくして、住民側からかかってきたもの受け止めるという。そういう発想転換が必要かと思えますけれども、それらについては考えられないということでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのお尋ねでございますけれども、基本的に住民側の意見を取り入れるということで進めてまいりたいと。その組織に、現在子育てを行っている親とか、ボランティアを参加していただくという考え方で、基本的に行政側からのおしつけとか、そういう考え方ではなく、あくまでも住民の方からのご意見をいただきたいという、そういう進め方をしたいというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 課長がおっしゃっていることは良くわかります。わかりますけれども、私からすると今までと変わらない発想かなと。スタート地点が、そこに今までと変わってないなという感じがするわけです。そういう点でいうと、例えばバス転換の関係でちょっと飛びますけれども、そのときにありましたように、大人の中に入って子供がなかなか発言できないだろうという説明がありました。ある意味では、専門的な知識がないとなかなかこれだけ大量の内容に対して、一つひとつポイントを抑えてというのは難しいのではないかというふうに思うわけです。そういう意味では、それらの専門的な知識を持っている人も含めて、子育て中の親から推せんを願うとか、そういう意味で、要するに住民が直接動きながら自分も含めて、この計画推進に参加してもらおうと。そういう発想にはならないかなという意味での質問でありますけれども、変わりませんか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） この組織づくりにつきましては、公募とか、そういう部分でのお約束は今ちょっとしかねますけれども、例えば今おっしゃられました子育て中の親御さんとか、そういうところから推せんをいただいた中で、この組織の中に加わってたくということにつきましては、否定するものではありませんので、検討をさせていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） わかりました。ぜひ、前向きな形で展開をお願いしたいものだというふうに思います。

それと、これらの雇用をどういうふうにこの行動計画に盛り込んでいくのか、取り込んでいくのかと。重要なことだと思いますけれども、前段で計画内容については、確定的なものなのかという質問をしたのは、実はそこつながっておりまして、次の2期に分かれていて、随時その内容について見直しをかけて行くんですということですが、例えばその見直しはそういう構成メンバーから、いろんなものが出てきたものをきちっと取り込むのか、それとも一つの行政からの示唆による方向づけという形になるのか。その住民の組織の意向と言いますか、そういう声をどういうふうに取り込んでいける状況にあるのか、ご説明願いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） この計画の途中での経過期間中での見直しにつきましては、いろいろ考えられると思います。それでメンバーの中から出された意見を取り入れてく場合もございますでしょうし、行政側からの提案ということも考えられると思います。ただ、いろいろその組織の中から提案された部分につきましても、今の財政状況等を考えますと、確実にそれを実施していくというお約束もできないのかなという部分もございますけれども、そのときの状況をみながら推進をしていきたいというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今課長がおっしゃられたように、確かに財政上の問題というのがありますから、今までの視点で考えれば、当然その財政が伴うことについてはという発想になるかと思います。私はなぜこれほどしつこくその住民と、住民参加ということを行っているのかと言いますと、これはまさに住民から出たもの。住民の声を拾い上げたものについては、可能な限り住民の中で形をつくっていってもらえないかと。当然、行政として支援するべきところは支援すると。その辺の今までと違う行政の執行方針と言いますか、形をつくりあげていくべきでないのかというふうに考えたわけです。

それと今少子化対策等々について、大変報道機関も含めていろいろと取り上げているわけですが、この少子化対策とこの問題というのは、非常に大きく強く結びつきがあるのではないかというふうに思っております。また、同時に下にありますその老人福祉政策との関係も含めて、これは一連の政策として、検討し方向づけしていかなければならないではないかというふうに思うわけです。それは高齢化社会なるということは、少子化だということなわけです。子供たちが少ないということですから、当然子供たちが多くなる環境づくり、子供たちを産み育てる、安心できる環境づくりというのが、まさにこの政策になければならないかというふうに思うわけです。そういう意味では、当然この前段でと

言いますか、昨日の質問議員の質問の中にありましたけれども、産業の関係で高齢者の高齢者産業ですか、という表現があったかと思えますけれども、まさにその辺と連結しながら、こういう政策を展開していったらどうかというふうに思うわけです。そういう形を考えることによって、先ほど課長がおっしゃられた財政上の問題というものは少しは軽減されていくのではないかと。そういう意味で最初に言いましたように、人口確保も含めて、これらの問題というのは、一つの包括した政策として検討し方向づけさせなければ、なんら意味がないのではないかと。そういう意味では、ぜひ、先ほど言いました老人の老人パワーをどう活用するかということも含めて、例えばこの行動計画推進にあたって、そういう世代と言いますか、それも取り組む。そして、検討する。そういう意識を持ってもらうと。そういうことも考えてはいいのではないかと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今のご質問でございますけれども、訓子府町ばかりでなく、日本全国が今少子高齢化という流れの中で、少子高齢化という言葉にありますように、これはもう今の日本の社会の中で切り離して、少子化と高齢化は切り離して考えられない状況なのかなというふうに思います。そういうことから考えますと、今議員おっしゃられたように、そこら辺のところを一体化した考え方も必要なかなというふうに思いますので、あわせて検討をさせていただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今年度の行政執行方針の中に、「温かな福祉の向上」という見出しの中で、「子供は町の宝であり、健やかな成長は町民の共通の願いだ」という一考があります。まさに、ここに沿うこの行動計画の内容になることを願っておりますし、そうすべくするためには、先ほど言いましたように、ぜひ検討するということですが、今までと違う幅の広い、全町民あがりの政策検討推進という形を形づくり前へ進んでいただきたいというふうにお願しておきたいと思えます。

次に、老人福祉政策の関係でありますけれども、総合的な政策が必要だとおっしゃられておりますし、今のところ住民負担をして生活に窮する声がないんだというふうにおっしゃられております。確かに、そういう声が聞こえていないのかもしれませんが、例えば私が耳にしたところだと、年金で生活している人の中には、例えば公営住宅に入っても風呂がない。風呂に行くのに自分の足で歩いてはいけない。だから、何人かでタクシーで行くとか、病院についても足が痛いけど、その足を引きずって行っているとか、タクシーを使うだけの余裕はない。当然、明治、大正、昭和前半の生れの方は気骨がありますから、なかなかギブアップしない。痛くてもこわくてもどんなに辛くても、とりあえず人の手は借りないと。まさに自立するんだと。そういう意識が非常に強いのではないかと。このことは、聞こうとしなければなかなか聞こえてくる声ではないのではないかと思います。そういう点で、例えばそういう声がないとおっしゃいますけれども、おそらく聞こえてないだけだろうと。大変な思いをしながら、日々を過ごしているのではないかと思います。そういう意味で、ぜひ、このことについては耳を傾けて、それらの対策について十分な対応をすべきだと思いますし、先ほど言いました「温かな福祉の向上」という中においても、「お年寄りの顔見える福祉に努める」と書かれておりました。まさに年寄りの顔が見

える福祉のためには、年寄りのところに出向かなければ、おそらくそういう対策は打てないのではないかと思うわけです。そういう意味で、もちろん担当者は大変でしょうけれども、我々も含めて、こういう人たちの声に耳を傾けていくことが、町長が以前定例会で私の質問に答えました。「これからの町の政策の柱とするんだ」と「老人福祉というのは、これからの政策の柱にするんだ」と言いました。それに応えるべくためには、当然そういう声を聞こうとするべくして、動かなければなんら形は変わらないと思いますけれども、それらに対する対応を考えようとしているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのご質問でございますけれども、現実に町の中にはそういうふうに変な思いをされている方もいらっしゃると思います。ただ、町といたしましても、そういうところに対しましては、保健婦活動などを通じまして、実態を把握しながら取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） そういう形で取り組んでいくということですから、今まで以上に、これについては十分な対応をお願いしておきたいというふうに思います。

また、昨日の佐藤議員の質問の中の敬老祭等の質問がございました。いろんな問題がありますし、これは一概に方向づけできない部分もあるかと思いますが、敬老祝いの廃止等々さまざまな問題が年寄りにもふりかかっているのが現状であります。そこで先ほど言いました「温かな福祉の向上」、お年寄りの顔が見える福祉に努めるのだということであれば、私は年寄りが元気になることが一番でないかというふうに思うのです。元気になるためには、それは訓子府の町を引っ張っていく町長の顔が見えることは、これは大きいのではないかと思うわけです。今まで、祝い金を持って歩かれました。そのことは、祝い金の金額と同時に、それ以上にその町長自らが年寄りを訪問し声をかける。これは大きな福祉政策の一つではないかというふうに私は感じるわけです。そういう意味では、元気をつけてあげるためにも、ぜひ、例えば祝い金の廃止をしても、何らかの形でお年寄りのところに顔を出せるような、そういう政策を考えてはどうかというふうに思いますけれども、それらについては考えられるでしょうか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） これは本町だけの問題ではなくて、まさに高齢化の進展ということは全国的に見られる傾向でございますし、私どもとしても1年でも長生きをしたいなという思いがあるわけですが、これは全町民同じことをやはり考えていると思うのです。ただ、長生きすればいいではなくて、健康ではつらつと長生きができればいい。そういう形が最も理想的なわけでございますので、私ども自治体を預かる者としても議会としっかり、その辺は共通認識を持った中で対応していかなければならないことだと、そのように思っております。ただ、高齢者に対する対応等で、今回もいろいろあるわけですが、私どもとしてもそうした事業というのは継続したい部分があるわけですが、継続したいという思いは山々ですが、ただ本当に財政的にも厳しくなってきたこともございまして、その辺は本当に苦渋の選択と言いますか、非常に辛い思いをしながら、その辺は断念したという部分はございます。ただ、私はこれからはいろいろな行事等もございまして、高齢者に向けた行事等もございまして、そうしたところにも積極的に顔を出すと同時に、また、

ただ高齢者の祝い金を持って歩くということだけではなくて、できるだけそういう高齢者の方々と接する機会をもっていかなければならないということも考えておりますので、そうした場面で、またいろいろとお年寄りの皆様方のご意見等もお聞かせいただいたりしていかなければならない時代なんだなと。そういう認識思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ぜひ、今町長からお話のあった高齢者との接点をきちっともっていくという姿勢を貫いていただければというふうに思います。さらに、この老人福祉政策についてですけれども、これはこれからの町の政策の柱とするというふうにおっしゃっているわけです。そういう点では、総合的な政策が必要だと。確かに、平成13年12月ですか、施行された高齢者社会対策基本法にのっとって、いろいろと行政としての対策がとられているというふうには思いますけれども、ここでぜひ、うちの町としてこれを柱にするんだと。老人福祉については、高齢者福祉についてはこれを柱にするんだということをここで明言していただければと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 先ほど、1回目の質問で回答させていただきましたように、お年寄りが健康で長生きできるまちづくりということは、これ私どもの基本的な理念でございますので、しっかりそうした目標に向かって対応をしまいたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 確かに町長の基本理念と言うのはわかりますし、先ほど申し上げました高齢者社会対策基本法においても、基本理念大綱等に、それらと共通する部分が明記されてございます。ぜひ、これからの前へ進む段階において、具体的なもの、極端なことを言えば、高齢者のこういう方にはこういう対策をとりますよと。年金生活で、それだけ生活している生活に窮するような方々については、例えばその病院に行く足はこうしますよとか、そういうものを打ち出しながら、まさに「長生きして良かったな」、「訓子府町に住んでいて良かったな」と思えるような政策を打ち出していただきたいというふうにお願ひしておきたいと思います。

それでは次の農業政策について伺いたいと思います。

農業基盤整備を継続的に取り込んできた訓子府の町としては、おおむね農地における生産力向上につながっているというふうに考えております。今後の農業政策について、どういふふうな形で取り進めていこうとするのか、具体的に伺いたいと思います。

1つとして、JAとの連携による政策の実施を続けていくのだというふうに、今までご説明をいただいておりますけれども、JAも合併にときを重ねると大きく基本的な変化が現れてまいりました。それは訓子府支所のJA理事さんの声としていろんな課題に対して、JAきたみらいの全体の役員として、その立場に立って「事」の対応、対策を考えると。そういう姿勢を明らかにしておりますし、このような農協の役員さんの考え、これは当然きたみらいという組織で考えますと、当然なことだというふうに思いますけれども、訓子府町という立場で考えますと、JAとの連携で、それだけで町の独自の政策実施は出来ないのではないかというふうに思いますけれども、この辺について伺いたい。

また、政府は平成19年度より、農作物の品目横断的な所得政策を実施しようとしてい

ます。非常に先ほど申しあげましたように、単位面積当たりの生産が高い当町においては、一律の基準で持ってくる政策だとすれば、減収につながるのではないかと。その影響がもしあるとすれば、どの程度なのか。

また、生馬鈴しょの輸入解禁、てん菜の作付け調整が実施されようとしていますが、これらに対する当町における影響はどのように考えているのか。

次に、農業生産に係る税収減が諸政策によって考えられるとすれば、これらに対する対策はどう考えるのか。

また、農業生産者の意向調査を町独自で考えることはしないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 町の今後の農業政策についてお答えいたします。

1点目の農協合併後、町の独自政策をどのように反映させるかについてのお尋ねですが、合併以降も「地域支援」という形で各支所に予算配分がなされており、町独自の政策につきましては、引き続き訓子府支所と連携をして対応していく考えでございます。

2点目の「品目横断的な経営安定対策」による生産性の高い本町農業への影響についてのお尋ねですが、「品目横断的な経営安定対策」については、平成19年度導入に向け、今年秋までに制度の仕組みを具体化することとなっておりますが、品質向上努力も加味した制度が検討されており、生産性の高さに伴う不利益はないと認識しております。

3点目の生馬鈴しょの輸入解禁、てん菜の作付け調整による本町農業への影響についてのお尋ねですが、生馬鈴しょの輸入問題については、現在のところ1万トン程度と言われておりますが、輸入解禁がなされた場合は「病害虫の侵入」はもとより、「輸入拡大」に伴い、国内生産が圧迫されるなど、多大な影響を受ける懸念があると認識しております。

てん菜の作付け調整については、本年度は去年の作付け面積が維持されますが、深刻な過剰在庫により厳しい状況が続いております。現在、関係機関が一丸となって対応を協議、実践しておりますが、面積の減少は輪作体系に多大な影響を与えることから、今後の動向について、注視してまいたと考えております。

4点目の諸政策による税収減対策についてのお尋ねですが、現状においては、農業所得にどの程度の影響があるかについて推測できませんので、今後、必要に応じ検討してまいたと考えておりますのでご理解願います。

5点目の農業者に対する町独自の意向調査実施についてのお尋ねですが、現在、きたみらい農協におきまして意向調査を実施しており、今月末には支所ごとに集計されると聞いておりますので、その結果をみて判断したいと考えておりますのでご理解願います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 最初のJAとの連携の中で、町の農業政策を進めていくんだということでもあります。この辺についてですけれども、先ほども質問の中で申しあげましたように、JAの組織としては当然きたみらいという器の中で議論をしていくわけですから、訓子府の町を、訓子府の農業をとするという議論には進んでいきません。これはもう否定できない事実だろうというふうに思いますし、そういう視点でもってJAの役員として活動していくということを批判するものではありませんけれども、だとすれば当然訓子府の基幹産業であり、農業政策をもって町の政策の柱とするという発言があるわけですから、当然JAに

頼ったと言いますか、JA と連携だけを考えた政策では、先ほども言いましたように、訓子府独自の政策は打てないだろうというふうを考えられはしないか。そういう点からすると、この辺は十分にその障害を分析して、方向転換をせざるを得ないだろうというふうを考えますけれども、これらについてはいかがなものでしょうか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 訓子府独自の施策という関係なのですが、JA といたしましては地域支援という形で、合併当初から本年度におきましては総額で5,000万円。訓子府支所については1,163万円という枠で、地域の独自性を出した施策に充てるということで、予算配分がなされてます。それで今までも訓子府で独自でやっている施策については、その予算の中で実施されておりますし、今後につきましても、その地域支援という形は維持されるだろうと。支所にも営農企画課という、要するに企画部門について残っていますので、その現状ではJA と連携した中で、十分町の施策を実行することは可能だというふうに認識しております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 私は調べてないので申し訳ありませんけれども、今課長から説明ありました地域支援のJA の金額でありますけれども、ちなみに本年度1,163万円ですか。じゃあ、合併する前の例えばそういう地域におけると言いますか、訓子府の農業政策に対するJA の拠出金というのはどの程度になっているのでしょうか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 合併前につきましては、すべて訓子府に使ってたということなのですが、今回合併になりまして、広域でやる部分の振興と地域である部分の振興というのは、JA では明確に分けているということで、例えば広域でやった予算が、訓子府に全く反映されていないのかということになったらそうではない。いわゆる町単独の振興施策につきましては、予算審議いただいておりますけれども、例えば農業振興費という形でいきましたら、去年と比較して町制度で人件費の関係で若干落とした部分はあるのですが、それ以外については現状維持している。農業委員会の関係で予算はちょっと落ちた部分ありますけれども、そういう意味においては町と農協で振興している部分について、合併によって後退したというような事実はないので、おそらくそこら辺で地域振興については、十分賄えていけるのかなというふうに認識しております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 後退の事実がないということなので、安心していいのやら、不安を増幅したのやらという感じがしておりますけれども、実際に農業生産者とJA の関係というのは非常に薄くなってきてると、それは事実であります。そういうところからすると、相当町として基幹産業農協に対する政策というのを強く打ち出していかなければ、どんどんマイナスの方向に進んでいくのではないかとというふうに懸念するところであります。ぜひ、そういうことも認識した農業政策の対応していただきたいというふうに考えております。

それで、次の品目横断的な所得政策実施の関係がありますけれども、大きな影響はないと。今年秋に細部にわたる内容が決まるんだということでもあります。それでたまたま農民連盟が出した資料によりますと、平成16年度10月の企画部会において、試算参考値と

して出された数字の中に、他産業並み所得確保を必要な経営規模として網走地方は26ヘクタールという数値が示されております。小規模経営、兼業農家については、例えば対象にする一定の要件を示しております。これらを推して考えますと、この規模数値というのは訓子府の平均面積の倍になるのかと。そういう数値に近いのではないかと思うわけであり、当然この数値を示してくるということは、それを基準にした所得対策ということですから、規模の小さいところはマイナスが起きてくるのではないかと。ましてや、先ほど申し上げましたように生産性を高める集約的な方向を貫いてきている当町にとっては、非常に大きな不安材料になるのではないかというふうに考えているところですが、これらについては心配ないわけでしょうか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 確かに報道等では26ヘクタールですとか、そういう文章が出ておりますけれども、実際に今その対象者となるのは認定農業者というような方向で、今取り進められていると。認定農業者と言いますのは、各市町村長が認定する。その経営規模については、その地域の実態に担った経営規模、営農累計をつくっております。ですから、訓子府でも独自につくっております。ですから訓子府の場合は、当然もう集約的な農業をやっていますので、もっと10町以下でも十分経営が成り立つよというような累計をつくっております。そこら辺については、当然地域の実態を見た認定の仕方をしなければ、当然そんな全国一律で何町ですよというような政策を導入されたとしたら、これはもう大変なことになりますので、そこら辺は今も地域の独自の規模を尊重するようなことも言われてますので、そちらの方向で進めるように働きかけていきたいというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） これらの政策を実行するにあたって、事業対象作物モデル地区というのが示されておまして、それが十勝清水農協と美幌農協であります。これは非常に、もちろん当町もそうですけれども、農業生産について極めて高いと言いますか、それらを重視した地域でないかと。それだけにまた訓子府とは違う広大な面積をとと言いますか、規模の大きな農家が多いというところでもあります。これらを推して、モデル地区として見ると、先ほど課長が説明された部分について、非常にまた不安を感じるわけですが、それらについて、例えばこれらのモデル地区が一定の政策基準を生む、その資料になるのではないかというふうに思うわけですが、それはいかがなものでしょうか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 確かにモデル地区という形で、規模の大きいところを選定しているというのはあるとは思いますが、我々といましては、あくまでも制度の対象者というのは、経営規模や経営改善取り込みに関する設定要件の設定にあたっては、あくまでも地域の実態に即したものであるということで、今回も実は北海道町村会として要望にも行っております。ですから、こういう形のモデル地区がどこに選定されようと、あくまでも地域の実態に即した計画に基づいた対象者であるべきだというふうに認識しておりますので、それを積極的に今後も継続して働きかけていきたい、というふうに思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ここでどんな議論をしても、何らのこの政策の方向転換にはつながらないわけですから、ぜひ今おっしゃられたような形で、その実態をきちんと伝えながらその地域にマイナスにならないような対応が必要でないかと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、次の生馬鈴しょの輸入解禁、てん菜の作付け調整等の関係ですけれども、これは何らかの影響を考えざるを得ないということでありまひす。非常に主要作物と言ひまひすか、北海道においては畑作物の基幹作物でありまひすから、これらはいろんな形で影響を受け、また作付け制限、輸入による外圧等を受けまひすと、まさに訓子府の農業の基礎を揺るがすということが考えられるかと思ひまひす。そういう点では、当然それぞれが行政機関、上部行政機関への働きをしていふうには思ひまひすけれども、こういう実態が我々の思いとは別なところでどんどん広がっていって、それがその町のその地域の経済にも影響を及ぼすということになりまひすと、これはその自治体自体の存続すら危ぶまれるということにつながっていきはしないかというふうに思ひわけです。ぜひ、そういう点で影響があるというふうにとらえていふわけですから、この状況をいち早く状況分析し、それに対する対策の方向づけをしていくということ、対策を取っていただきたいというふうに思ひまひすけれども、これらについていかがなものでしょうか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 生馬鈴しょの輸入につきまひしては、当然防疫上の問題もありまひすけれども、やっぱり国内生産を脅かすということ、議員おっしゃられるとおり相当の影響が出てまひす。それで今のところは1万トンというふうには報道されてまひすけれども、これが過去もよくあったように、なしくずし的な形で解放されていくという事態になりまひしたら、これは訓子府だけではなくて北海道と言うか、日本の農業自体の問題にもなりまひす。そこら辺については、食い止めるような方向で働きかけてきたというふうには思ひておひまひす。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 町長のお話によりまひすと農業は未来があると、世界的人口の増によって北海道農業は食糧基地としての存在を大きくするのだというふうにはおっしゃられておひまひました。まさにそれは、そのとおりなのかもしれまひせん。しかしそこに行くまで、その状況が現実のものとして表れるまでに、この地域の農業が守れるのかどうか。こういう様々な政策が出てまひすと、非常に不安になってくるわけですし、この不安が後継者をなくすということに進んでいくのではないかというふうには思ひわけです。そういう意味では、当然生産者並びにその後継者等の考え方、希望、夢、それらをJAがやっていふからいいというのではなくして、かつて農業委員会という窓口を使って、そういう対策がとれないうのかという質問させていただきたけれど、私はぜひ今の訓子府のJA、町という位置関係でいまひすと、町が窓口となって生産者数と接点を持つ組織が大いにそういう情報収集、政策についての意向、方向づけというものに加わっていきべきでないかというふうには考えまひすけれども、それらについてはいかがお考えでしょうか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 今JAとの取り組みの関係でちょっと私先に答弁させてい

ただきますけども、JA がやってるからいいと言った認識は全く持っていません。何も JA と別々にやる必要はない。一緒にやって、効率的にやっていくことが十分。それで事が成り立つのであれば、それで十分でないかという認識で、我々はあくまでも町としては JA と連携した中で、農業振興を今までも進めていったし、これからも進めていこうという認識でやっているということでございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 私、機会あるごとにこのことを話させていただいておりますが、食糧というのは、まあまあ北海道は日本の食糧基地として役割を果たしているわけですが、今食べれるからいい、今取れるからいいではなくて、こうした食糧というのはやはり長い将来というものもきちんと見越した中で、対策・対応を考えていかなければならない時代だと、そのように思っております。ですから、そういった意味では食糧はただ北海道日本だけの問題ではなくて、世界的規模で考えていかなければならない問題であると同時に、今心配するのは異常気象と言いますか、気象問題もでございます。そうした非常に厳しい環境の中で、今日本の農業を支えていただいている農家の皆様。また本町も基幹産業が農業でございますので、そうした農家の皆様方のことを考えると、なんとか農業を営業者の皆さんが元気を出せる農政というのは、私はまさに国益だと。そのような認識を持っているところでございまして、今いろいろ聞かせていただきました課題というものも非常に大きな問題だと、そのように認識をさせていただきました。これらの問題を少しでも解決しながら、農家の皆さんが将来に希望を持って頑張れるような環境を構築ということで、これからはしっかり国や道に対して発言をしていかなければならないと、そのように思っております。JA とも、それから道の農政部とも、さらには国に対しても、このことしっかり訴えていきたいと思っておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 最初に課長がおっしゃられたその意向調査の関係ですけども、別に JA 別々にやれ、仲たがいですれということではありません。町が目指す政策については、町がきちんと意向確認するべきだという意味で言ってるわけでありますから、その辺についてどう認識するかは、これからの推移を見たいと思っております。

それと前段で申し上げました生馬鈴しょの関係ですけども、当町において、最近病害対策含めて加工馬鈴しょの作付非常に増えております。そういう中で、加工馬鈴しょの輸入解禁というのは非常に脅威でありますし、実際に所得減という形で影響してくるだろうというふうに推測しているところであります。また、先ほどシストセンチュウの関係も出ておりましたけれども、これは一度入りますと根絶できないというふうに言われております。これがどのように影響するのかなと言いますと、収量は30%から50%減少するというところであります。現状で30%から50%収量減収しますと、馬鈴しょも作付が見送られるだろうというふうに思います。この当町の耕作面積等を考えますと、ほかの地域とは違って、収益性の高いものをつくっていかなければならないわけですから、そういう意味ではぜひこれらについても阻止できるように、政治的な動きも含めて町の姿勢をきちっと示していただきたい。また、我々が先ほどから町長言っておりますように、夢を持てる農業。それが行われるように、ぜひしっかりした政策を打っていただきたいというふうに

思います。その願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君の質問が終わりました。

これにて一般質問は終了いたします。

日程繰り上げの議決

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしましたが、会議時間が相当残っておりますので、この際日程を1日繰り上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

議案第31号、議案第32号、議案第33号

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第31号、議案第32号、議案第33号の質疑に入ります。

本案の一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。なお、質問者はページ数を言ってから、一呼吸おいてから内容に入ってください。

まず最初に、議案第31号の質疑を許します。1ページから7ページまでです。ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 5ページであります。歳出のマザーズ・ホームの関係ですけれども、経費区分の13、委託料です。これ7名、13名が週1回の通園から週4回に変えたというふうにご説明がございました。今まで、例えばこういう形で通園の回数を変えるというようなことがあったのかどうかというのと、当初から例えばそういうことを想定した話し合いと言いますか、通園者との調整が行われていなかったのかどうか。その辺について、説明していただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまマザーズ・ホーム委託料につきましてご質問ございましたけれども、過去に回数の変更があったのかどうかは、ちょっと今把握はしておりませんが、また今回3名が週1回から4回になったことにつきましても、ちょっと把握漏れがございまして、把握してなかったということで、今回補正をあげさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 状況把握がされてないということですが、これらについて

はぜひ通園規模等も含めて、その段階で十分なる情報提供をしながら、その判断を性格に仰ぐと。そういうふうにしていかないと、途中で変更すること、予算の関係うんぬんよりも、例えばほかにぜひそういう形で通園したいと、状況を良くしていきたいと希望している人がいたとすれば、その人たちとの差がついてしまうということにつながっていきますので、公平間も含めて、ぜひその辺の対応を十分にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） はい。12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 6ページの消防費の関係でお伺いいたしたいと思います。

今回新規に採用したということでありまして、年齢と今までの条件で救急救命士の資格を持った方を採用するということでありましたけれども、今回も同じような採用条件だったのかお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 新規消防士の採用についてお尋ねありました。今ちょっと手元に新しく入った消防士の資料持ち合わせありませんので、後ほど年齢は正確にお答えしたいと思います。それと救急救命士の関係でございますけれども、退職した職員が救急にも従事しておりましたので、当然新しい職員も救急救命士の資格すでに持っておりますので、救急の業務にも従事するように引き続き育成と言いますか、対応してまいりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 小林議員と同じ項目の中の消防の関係で、ちょっと教えてほしいことがあります。この消防学校に入るという意味はどういうことになるのか。例えば、消防の職員を採用した場合、普通の人を職員として採用して、この学校に全部入れて消防士としてこれ全員、例えば今の団員の方と言いますか、署員の方は全部そうなるのか、ちょっとその辺を教えてほしいと。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 消防職員のお尋ねであります。消防学校というのは、今回の場合は3月まで通学と言いますか、入学と言いますか、しますけれども、実技それと理論的な勉強をして、消防職員として長く従事できるように鍛えあげると言いますか、育てあげる学校でありまして、彼はたまたま救急救命士の資格持っておりますけれども、学校での勉強を通じて技術を習得して、さらに戻ってきて実際の仕事にあたりながら、先輩の教育も受けながら一人前の消防士になっていくという、その最初の過程だということとご理解をいただきたいと思います。

消防職員は、全部学校に行っております。団員とはちょっと関係ありませんけれども、職員は行っております。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 6ページの今の消防費の関係で、直接関係あるようなないようなことですが、行政区域と言いますか、消防団員によその町の住民が本町の団員になれるというような、そういったそのなれるとかなれないとかっていう規約はあるのですか。それをお伺いしたいのと、それから16ページの学校管理費の関係の臨時講師で、今回臨時講師の取りやめということだったので、これは要するに必要性はなくなったと

いうことか。今後、必要に応じては、また臨時講師を採用するということですか。その辺をお伺いをしたい。

以上。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 最初の質問にお答えしたいと思います。団員とおっしゃられてましたけど、たぶん消防職員のことでお尋ねかと思えます。団員ですか。消防団員が町外の人を採用できるか、団員になれるかというのですか。特に定めのないと思えますけども、禁止の定めは承知しておりませんが、実際消防団員の皆さんが事にあたられて活動される場合においては、当然住居を町内に有してないと自主的な活動は僕にはできないのではないかと考えております。特に禁止規定はありませんけども、町外の方が団員になってという事例はちょっと僕は承知しておりませんが、特に規定はないと思えます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 中学校費の臨時講師の関係でございますけども、これにつきましては、指導工夫改善の定数が昨年度、16年度2人受けておりまして、17年度については、この2人受けれるかどうかというのが不明だった関係から、町単独の臨時講師を1名配置の予算を計上したわけでございますけども、17年度に昨年度と同様、2人配置ということになりましたので、本年度については、この臨時講師については予算を不要ということで、今回減額したものでございます。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 5ページの衛生費の関係なのですが、代替保健師が産休のために代替保健師をいれるということなのだと思うのですが、この保健師、新たに代替保健師を採用するということなのか、それとも別なところにいる保健師を保健師として、この保健の関係に、そこに入れるということなのか。その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 代替保健師賃金についてのお尋ねでございますけれども、この代替保健師につきましては、保健師1名が産休に伴いまして、8月から3月までの期間休暇になりますので、この間の新たに採用するわけではなくて、臨時といたしまして事業実施する日だけ日額で雇いあげをするという形でございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） この雇うのは雇うからその予算が載っているのだろうけど、問題なのは新たにそういう人を頼んで、その産休で休む人のためにここで使うのかどうかということがまず一つ、1点あるのだけど、それともう1点ちょっと聞きたいのですが、たぶん今年的人事で、保健師の人がよその、確か教育委員会かどこかに行っているはずですよ。そういう資格を持った人がいるにもかかわらず、例えばちょっとわかりませんが、聞いてないからわかりませんが、新たにそうやって産休のために休んだ人のためにその来てもらうのだということだとすると、あえてそこでその52万の予算を使ってやらなくても、内部の調整でできるのではないかという気もするのですが、その辺はど

うなのですか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 代替保健師につきましては、資格を持っている在宅保健師を臨時として採用するわけでございますけれども、今回の人事で保健師の資格のあるものが他の部署に異動になったということもございますけれども、過去にもこういう産休で代替を雇用したという経過もございまして、今回も同じような対応をさせていただきたいということでございます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ちょっと補足をさせていただきますけれども、今回の代替保健師の関係については、常時その臨時として臨時的に雇用するというのではなくて、保健師活動の中で例えば町民健康診査とか、いろいろな事業を行うときに足りない部分を、不足する部分を補っていただくというようなことでございます。これは例えば保育師が産休に入った場合も、代替の保育師を登録しておいて、その特別に保育に支障が出る場合をお願いをしているというような経過もございまして、これはそのときの不足を補うということで、過去にもそのような対応策していただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 13番、渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 今助役からもそういう答弁をいただきましたけども、これここに53万円いくらかという予算を計上したわけですよ。これ代替の人を抱えているかもしれないけども、今までがそうだったからということでもなしに、やはりうちの庁舎内の職員ですよ。その人を、ずっとというなら行ったその課、移った保健師が大変だと、その課も大変だけれども、今聞いたら何日かだと。これ今までもそうだったからというようなことで、こんなことで進めるから「何をやってるんだ」と「行革、何を考えてる」と言われると「今後、これ直すべきだ」と。やはりせっかくいるわけですから、立派な。そういうことを考えていかないから、皆さんにこれは何だと。今までそうだったから、これからもそうやっていくというようなことでは、これやはり僕らも納得できません。どうですか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 今年の4月1日の機構も含めてのご意見かと思えます。議員もご承知のとおり、退職者不補充でそれぞれのところに職員を配置をし、行革を行いました。

その中で、保健師の資格を持っている職員を社会教育課の方に異動をしたわけでございますけれども、それはその課に必要ということで、それと保健師がその社会教育課に行くことによって、業務が充実するであろうということも含めて人事をいたしました。その職員が例えば産休のときに代替の保健師の業務を行うということが、例えば異動した先の仕事の状況もございますから、必ずしもそれに対応できるということにはならないということをご理解いただいて、こういう対応をするということをご理解いただきたいと思います。と存じます。

当初説明をいたしました回数関係、50何回とかっていうお話がございましたけれども48回。これは平日です。平日の勤務が48回ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。と存じます。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 今松浦議員から休憩の話も出ましたけども、ちょっと関連する

部分もあるので私の質疑終わってからそのどうするか決めてもらいたいのですが、まず一つ、先ほど上原議員が聞いたマザーズ・ホームの通園の関係。状況の把握をしてなかったと、それで結果的に通園回数を増やしたと。従来、状況把握は保健師の活動の中でやられていたというふうに私は認識していますし、それぐらい訓子府は障害児も多いのですけども、保健師の活動は密にやられていたと。本来から言えば、状況把握できていなかったという状況なのは、その保健師の判断にその問題がもしかしたらなかったのかどうなのかなというふうに思っているのですけども、それが一つです。

それともう一つは、家庭がどういうふうに認識しているかと。その療育の必要のある子供の認識の仕方ですよね。それでこれらも保健師さんが進めたとしても、必要がないと当事者たちが、保護者たちが思えばそうもできないのですけれども、そういう状況も含めて必要な療育を行政として、十分にできるように配慮するというのが本来大事なことなのだと思うのですよね。そういう点から言えば、もしかしたらその保健活動に手ばかりがあったのではないかと思わざる得ないのが1点あるのですけども、そこら辺どうなのかと。

それから先ほど松浦議員から話が出ました。異動の関係で、訓子府は私の認識では社会教育と保健活動は非常に密接につながっているというようなことで、保健師があそこへ行って社会活動の中にその保健活動を生かすということで、新たなその社会教育活動の展開が望めるのではないかというように私も期待してますし、そういう方向にぜひなってほしいなと思うので、それを一つは期待をします。そういう点から言えば、できるだけその変に手を抜かないでやってほしいというのが私の考え方です。

これがまずマザーズ・ホームに関する質疑なのですが、そのあともう1点聞きたいのは、7ページの地方債に関してなののですけども、久方ぶりに見込額が80億円を切ると。ちょっとしばらく見なかったなというふうな感じなののですけども、正直、数字的に70、80億円の桁数だったのが80億になると。これで公債費率だとか、起債制限比率などで、どの程度望みが出てくるのかなと単純に思ってしまうのですけども、そこら辺どうですか。

この2点について伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） マザーズ・ホームの通所の状況を把握しなかったということで、先ほど私申し上げたのですけれども、保健師活動の中で保健師がその対象者を把握していなかったということではなくて、今年の4月からこの3名は週4回に変わったということで、これはマザーズ・ホームとの話の中で、相談の中で回数変更したということとございまして、当初予算のときには把握をしていなかったというよりも、把握できない状況にあったということとご理解をいただきたいと思います。保健師はそれぞれ個別に対象者7名がかかわっておりますので、そこら辺のところはご理解をいただきたいと思ます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま議案書7ページの地方債に関する調書のことでお尋ねをいただきました。

17年度末現在高の見込額が80億円台を切ったということで、起債制限比率等との関係のお尋ねをいただきましたけれども、起債制限比率ですとか公債費率につきましては、例えば、今年で言えば平成17年度中の償還額が計算式の中に入ってくる数値になります。

ですから将来的な部分で、80億円切った部分で、直接的に今起債制限比率が大きく改善するとかそういったことではございません。ただ、将来的に見ませば、徐々に元金な並びに利子の償還減ってきますから改善はされてくるかと思えますけれども、ただ普通交付税が減少していくということも一方ではございますので、一概に見通しは申せられないということで、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君。

1番（田中與土信君） 話は保健師活動の関係でわかりましたけども、マザーズ・ホームの通園を増やしたほうが良いというような結果、状況から言えば、そういう話が出たのは新しい年度に入ってからと。そんなようなことで状況を把握できなかったのだと。ちょっと聞きたいのですけども、よくその療育に必要な時期、節目ありますよね。その例えば、この時期にこういう指導することが一番効果あると、成長の過程の中で。そういう節目だったのか、それとも本来一定の療育が必要であったにもかかわらず、そこら辺を十分認識できなかったのかと言いますか、マザーズ・ホームもお金の関係などを出てきますので、そういうことで言い出しにくかったのか、あるいは例えばその4回通う方が本当は良かったのだけでも、町としてそういう対応する姿勢がなかったのが結果的にならなかったのか、そこら辺のその状況を教えてください。

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩にいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（柴田喜八君） 定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

午前中保留しておりました答弁をお願いいたします。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 小林議員のご質問で新規採用消防士に係るご質問で、保留にさせていただいて点についてお答えしたいと思います。

この新規採用の消防士につきましては、昭和58年12月3日生まれの満21歳でございます。平成14年3月に高校を卒業し、今年の3月に専門学校の救急救命士学科を卒業したものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほどの田中議員のご質問にお答えをいたします。マザーズ・ホームの通園者について、通園回数が増えたのは、療育に必要な時期であったのかというお尋ねでございましたけれども、マザーズ・ホームの指導を受けまして、保護者が承諾をして回数を増やしたということでありまして、これから発達障害のある子どもの養育につきましては、今後におきましても保健師の活動などを通じまして、マザーズ・ホームほか関係機関と連絡を密にいたしまして、取り進めていきたいと思えますのでご理解をお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ないようなので、議案第31号の質疑を終了いたします。

次に、議案第32号の質疑を許します。8ページから11ページまでです。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。ないようなので、議案第32号の質疑を終了いたします。

次に、議案第33号の質疑を許します。12ページから17ページです。

はい。3番、渡邊守彦君。

3番(渡邊守彦君) 16ページです。当初15戸の合併浄化槽。それが今回5戸増えた。トータルで20戸ということですが、これ個別排水ですから、たぶん農村地区の合併浄化槽のことだと思うのですが、それで今まであまりその当初の計画10年計画ということではじまったものが、2、3年前ちょっと設置状況が少なく、今年は増えたということなのだと思います。この内訳ですね。例えば新築でこのうち何戸、改築で設置するのは何戸。それわかりましたら教えていただきたい。

それと農村地区のこれによる20戸が設置されますとすれば、普及率はどの程度になるのか。それから、ついでに市街地区の下水道の設置状況の普及率。これらも、ちょっと参考のために教えていただきたい。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) ただいまの3点のご質問についてですね、15戸が20戸になったその内訳についてでございますけれども、これにつきましてちょっと手元に資料がございませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

それとこれの普及率ですが、これにつきましては、当初350戸の戸数を10年間で計画しております。それで今もその考えは変わっておりませんが、平成16年度までに120戸すでに終わっております。今年20戸を増やして、140戸の予定でございます。140戸で当初予定の350戸ですから、おおよそ4割程度の計画に対しての率でございます。

それと市街地の下水道に関して、これも申し訳ありませんが、ただいまちょっと資料がないものですから後ほどご説明させていただきます。

議長(柴田喜八君) ほかにございませんか。ございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ないようなので、今の答弁後ほどするとことにしまして、ちょっと今資料を持ってきますので、ちょっとお待ちください。

建設課長。

建設課長(竹村治実君) すみません。先ほどの2つの質問についてお答えをいたします。

1点目の新築と改築の戸数ですが、当初10月に取りまとめを行いまして、12月段階で13戸ございました。その後予算上では15戸計画をしまして、その後、希望が今現在で19戸、個別排水の希望として19戸あがってます。その19戸の内訳なんですけども、新築が5戸、改築が14戸、それであと1戸につきましては、できるだけ希望に即したような形で、例年飛び込みで新築を希望するという方もございますので、そういう方のために20戸として、今年については予算をたてました。

それと農業集落排水の普及率でございますけども、17年の3月現在で89.3%。今のところ今年については、希望をあげてきておりません。ですから、現在で89.3%でございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ないようなので、議案第33号の質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。これより一括議題の第31号、議案第32号、議案第33号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。議案第31号、議案第32号、議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、議案第32号、議案第33号は原案のとおり可決されました。

農業委員会委員の推せんについて

議長（柴田喜八君） 日程第8、議案第34号 農業委員会委員の推せんについてを議題といたします。

最初に、18ページの記以下に次のように記入をお願いいたします。土屋喜久夫氏、それから吉井豊氏。この両名の名前をご記入願います。

なお、事務局長に、提案理由の説明をさせます。

議会事務局長（小野良次君） それでは、議案書の18ページをお開き願いたいと思います。議案第34号 農業委員会委員の推せんについて。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者を、下記のとおり推せんしようとするものです。

記以下についてご説明申し上げます。ただいまご記入をいただきましたお二人につきまして、経歴を申し上げます。

まず土屋喜久夫氏につきましては、昭和7年12月30日生まれで現在満72歳です。主な経歴としまして、農業共済組合理事及び監事を含め24年間務められ、うち共済組合推せん及び平成14年7月から議会推せんの農業委員を各1期務めております。また、酪農振興会会長を10年間務められ、このほかに農協理事、監事、農民連盟の委員長などを歴任されております。

次に、吉井豊氏についてでございますが、昭和20年2月15日生まれで満60歳です。主な経歴は、農民連盟の委員長及び常呂郡ブロックの会長、稲作振興協議会、現在は水稻耕作組合に名称が変わっておりますけれども、その会長などを歴任され、さらに平成14年7月から議会推せんの農業委員を1期務めております。

提案理由の説明でございますが、農業委員会委員の任期が7月19日に満了することか

ら、学識経験者を有する者を推せんしようとするものです。

以上であります。

議長（柴田喜八君）

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程の議決

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第35号 末広団地公営住宅新築工事その1工事請負契約の締
結についての案件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたし
たいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よってこの際、議案第35号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第35号

議長（柴田喜八君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） それでは議案第35号 末広団地公営住宅新築工事その1の
工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

次により工事請負契約を締結したので、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について説明させていただきます。工事名、末広団地公営住宅新築工事その1で
あります。契約の相手方は、久島工業株式会社代表取締役、久島正之。契約金額は、7、
560万円です。内訳でございますけども、落札金額7,200万円、消費税360万円
となっております。

構造につきましては、鉄筋コンクリートブロック造2階建て、工事の概要は1棟4戸で、
1回床面積197.14㎡、2階床面積177.10㎡、延べ面積374.24㎡、外構
一式となっております。

工期につきましては、平成17年11月30日までであります。

以上、末広団地公営住宅新築工事その1の工事請負契約の締結について議会の同意を求
めるものでありますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより議案第35号の質疑を行います。1人3回まで行えます。ご質疑ございませんか。

5番、松浦啓博君。

5番(松浦啓博君) ちょっとお聞きをしたいのですが、今回のこの末広団地の新築工事につきましては、まず1点目に、昨年まで従来建設をしてきた建物の構造との関係で、同じようなものを建てようとしているのだと思うのですが、その辺をもう一度確認しておきたいと思います。

それから、ちょっと参考のためにお聞きをしたいのですが、過去において、同じようなこの建物が何戸かもうすでにできあがっているわけですが、その金額をお聞きをしたいのですが。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 今の2点の質問でございますが、まず1点目の建物、昨年まで同じような構造で、今年にも建てるのかという質問でございますけれども、これは昨年、平成15年同じような1棟4戸の建物建てておりますけれども、それと全く構造は同じでございます。現在、今進めているのは平成18年度までの計画で、今の建物のちょうど末広団地の真ん中の道路と道路を挟んだところについて、真ん中のブロックでございますけど、ここについては平成18年度まで、このような構造で建てるということで計画して、それと同じような形で建てております。

2点目の過去においての金額ですが、これについてはちょっと手元に資料がございませんけれども、そんなに大きくは変わってないと思います。これについては、後ほど調べて説明したほうがよろしいでしょうか。それでは、ちょっとあとで調べて説明をいたします。

議長(柴田喜八君) 松浦議員。その答弁によっては、また再質問あるのですか。なければいいけれども、聞いてみないとわからないというだったらちょっとそのまま継続しないと。あとから答弁させます。

ほかにございませんか。

4番、山本朝英君。

4番(山本朝英君) 今の計画は真ん中のところということなのですが、この末広団地の計画と言いますか、あと何年だったのか。ちょっと景気の関係あって、ちょっと延びていっていると思うのですが、そのあるいはまた進捗率はどのぐらいなのか、ちょっと金額も含めてお願いしたいと。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 当初の計画では、確か平成16年度までに終わらすようなことで考えていたと思うのですが、いろいろ財政的なこともございまして、それを2年間延びている状況でございます。率的にはちょっと、数字的には手元に資料がないのですが、平成18年度は1棟残しております。平成18年度、1棟4戸。今年やるタイプと同じような形で、1棟4戸の建物、1棟残しております。それで今計画しているものについて、終わらすような考えでございます。

議長(柴田喜八君) ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。
これより討論行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第35号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

請願第6号

議長（柴田喜八君） 日程第9、請願第6号を議題といたします。
まずもって、紹介議員の説明を求めます。

山本朝英君。

4番（山本朝英君） それでは議長のお許しをいただきましたので、請願書の朗読をさ
せていただきます。

畑作物共済（いんげん3類）の制度改善を求める請願書。

紹介議員、山本朝英、同じく上原豊茂。

請願者、北海道訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所、運営委員
長、菅波嘉孝。

同じく請願者、北海道訓子府町仲町25番地、訓子府町豆類振興会会長、兼安健作。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上でございますので、よろしくご採択いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（柴田喜八君） これより質疑に入ります。質疑は紹介議員に対する質疑といたし
ます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。本請願は委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
これより討論を行いますが、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより請願第6号の採決を行います。本請願を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。
よって請願第6号は採択されました。

請願第7号

議長（柴田喜八君） 次に日程第10、請願第7号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、生鮮ジャガイモの輸入解禁に反対する請願書についてのご説明をいたします。

紹介議員、大坪勝廣、上原豊茂、田中與土信。

請願者、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

訓子府農民組合委員長、中西康二。

以上の2機関から、組織から出されておりますが、皆さんご承知のように、この生鮮ジャガイモの輸入解禁ということは、急きょ話題にされているわけですが、この馬鈴しょについては、日本においては400年前に持ち込まれ、北海道では300年の歴史をもった栽培作物でありますし、当町はもとより北海道における基幹作物でもあり、また輪作体系にとっても欠くことができない。このような重要な作物が、輸入によってその根幹を揺るがされるとということは、極めてこれからの農業発展に悪い影響を与えるのではないかという風に思われております。

ここで書かれております植物防疫法、またシストセンチュウについて、シストセンチュウにつきましても、皆さんの議員各位のお手元に資料を前もって配らせていただいておりますけれども、非常に大きな懸念の材料であります。

植物防疫法は昭和25年に制定されまして、輸入食物、また国内食物を検疫するという内容でありますけれども、その第2章において、国際食物検疫という項目がございます。その中に輸入禁止の項目がありまして、土または土付着物というのは、輸入を禁止すると定められているところであります。まさに、ここに生鮮ジャガイモにつきましても、農水省もその禁止をしているという作物の一つでもありますし、これらにつきましても、それぞれその禁止の理由の中にシストセンチュウという害虫がございます。これは植物防疫法施行規則の中に別表として、ジャガイモシストセンチュウ汚染国が明記されておりまして、その中に今輸入しようとするアメリカという国も載っているわけであります。皆さんのお手元のとおりに、ジャガイモシストセンチュウは一度入りますと根絶が不可能だというふうに言われておりますし、そのジャガイモシストセンチュウの影響で収量も30から60%減収するというふうに言われております。

日本で最初にシストセンチュウが発見されたのは昭和47年羊蹄山麓で発展されておりました。この皆さんのお手元の資料のとおり、近年はどんどん広まりを見せまして、当町の近隣にまでその広がりを見ているところであります。生産者も非常に気を遣って、発生地区の土は決して地元に入れないという気遣いの中で生産に取り組んでいるところであります。そういうことも踏まえて、これが入るとイモの生産ができないというような状況も踏まえて、ぜひ生鮮ジャガイモの輸入禁止をしたいという、輸入禁止に取り組みたいということでもあります。

この問題が出ましてから、もうすでに十勝管内ではこの請願の取り組みが入っておりまして、それぞれの市町村議会において請願書を出すという形を進められております。そう

ということで、ぜひこの地区におきまして、これら農業生産に非常に不安を与える生前ジャガイモの輸入禁止に反対する請願書を出すべきだということで、農民組織であります2つの組織からこのような請願が出されております。

請願事項は、国内の生産者だけでなく、消費者にとっても利益をもたらすことにならない生鮮ジャガイモの輸入解禁を行わないことということであります。これらの状況を十分精査、検討していただきまして、ご審議、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長（柴田喜八君） これより質疑に入ります。質疑は紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本請願は委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第7号の採決を行います。本請願を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって請願第7号は採択されました。

議長（柴田喜八君） 先ほどの議案第35号での質問について、答弁願います。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） 先ほど議案書第35号で、公営住宅の過去にやった同じタイプのもので、事業費の関係はどうなっているかというご質問でございますけども、平成15年度に同じ構造の建物を行っております。このときの落札金額が7,380万円程度でございます。これにつきましては、ここに平成15年度もそうなのですが、これに付随しまして駐車場10台分を今年も予定しています。平成15年度も同じようなことでやっております。外構的な面積とか、それによって多少お金は変わってくるものと思っておりますけども、請負金額的にはこの金額でございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） ここで午後2時まで休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

追加日程の議決

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、高橋徳男君ほか6名から、意見書案第5号、畑作物共済（いんげん3類）の制度改善を求める要望意見書、意見書案第6号、生鮮ジャガイモの輸入解禁に反対する要望意見書、意見書案第7号、温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実を求める要望意見書、意見書案第8号、道路整備に関する要望意見書、意見書案第9号、緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める要望意見書の件が、渡邊守彦君ほか5名から、意見書案第10号、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号、意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

意見書案第5号

議長（柴田喜八君） 意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明をいたします。

相当数ございますので、読み違いやら読み落としもあるかと思いますけれども、お手元にある配付された資料と全く同じでございますので、間違ったときはお許しをいただきたいと思います。

意見書案第5号

畑作物共済（いんげん3類）の制度改善を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年6月22日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員	高橋徳男
議員	佐藤静基
議員	小坂正利
議員	上原豊茂
議員	小林一甫
議員	渡邊易右門
議員	橋本憲治

次のページをお開き願います。畑作物共済（いんげん3類）の制度改善を求める要望意見書であります。この意見書のないようにつきましては、請願第6号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

もう1枚お開きいただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年6月22日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第6号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

はい。高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) それでは意見書案第6号の説明をいたします。

生鮮ジャガイモの輸入解禁に反対する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年6月22日

訓子府町議会議長 柴田喜八 様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右門
議員 橋本憲治

次のページをお開きください。生鮮ジャガイモの輸入解禁に反対する要望意見書ですが、この意見書の内容につきましては、これにつきましても請願第7号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

農林水産大臣様

以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第6号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第7号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第7号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） それではお許しをいただきましたので、意見書案第7号を提出させていただきます。

意見書案第7号

温暖化ガス吸収源としての森林機能対策充実を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年6月22日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男

議員 佐藤静基

議員 小坂正利

議員 上原豊茂

議員 小林一甫

議員 渡邊易右門

議員 橋本憲治

次のページをお開きいただきたいと思います。文章を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

環境大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

北海道知事様

以上、ご説明をさせていただきましたが、内容をご理解の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論も終了いたします。

これより意見書案第7号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第8号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第8号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) 意見書案第8号を提出させていただきます。

道路整備に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年6月22日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男

議員 佐藤静基

議員 小坂正利

議員 上原豊茂

議員 小林 一 甫
議員 渡 邊 易右工門
議員 橋 本 憲 治

次のページをご覧いただきたいと思います。これも朗読によって説明をさせていただきます。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴 田 喜 八

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
国土交通大臣 様

以上、朗読によって説明となりましたけれども、内容をご理解の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(柴田喜八君) はい。これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論を終了いたします。

これより意見書案第8号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10番(高橋徳男君) ありがとうございました。

意見書案第9号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第9号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) それではお許しをいただきましたので、意見書案第9号を提出させていただきます。

意見書案第9号

緊急地域雇用創出特別交付金制度の復活・改善を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年6月22日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男
議員 佐藤静基
議員 小坂正利
議員 上原豊茂
議員 小林一甫
議員 渡邊易右門
議員 橋本憲治

次のページをお開きいただきます。これも朗読をしてご説明にかえさせていただきます。

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様

以上、朗読をもってご説明を申し上げましたが、内容をご理解の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。討論を終了いたします。

これより意見書案第9号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第10号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第10号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

渡邊守彦君。

3番(渡邊守彦君) 意見書案第10号

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成17年6月22日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 渡邊守彦
議員 山本朝英
議員 田中與士信
議員 安藤義昭
議員 松浦啓博
議員 大坪勝廣

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月22日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論もないようなので、討論を終了いたします。

これより意見書案第10号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第4号

議長(柴田喜八君) 日程第11、報告第4号を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 報告第4号について、説明いたします。議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成16年度訓子府町一般会計予算)の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますのでご覧をいただきたいと思ひます。

まず、繰り越した事業につきましては、本年3月の第1回定例町議会において、一般会計補正予算の繰越明許費としてご決定をいただいた6款1項5目、農業基盤事業費に計上してありました道営おけねっぐ地区中山間地域総合整備事業。それと8款5項2目、街路事業費に計上してありました道道北見置戸線改良事業の2件であります。それぞれ3月の定例会でご決定いただいた事業費を同額翌年度に繰り越したものでございます。なお、繰越の財源につきましては、道営おけねっぐ地区中山間地域総合整備事業にあつては、分担金として450万円を。道道北見置戸線改良事業にあつては諸収入。これは受託事業収入になりますが、757万円をそれぞれ特定財源として繰り越しており、一般財源としての繰越は総額676万2,000円となっております。

以上、報告第4号について説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（柴田喜八君） ただいまの報告に対して、質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告第5号

議長（柴田喜八君） 日程第12、報告第5号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） それでは議案書の24ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第5号 訓子府町土地開発公社の経営状況等報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、訓子府町土地開発公社の経営状況等に関する書類が町長から別紙のとおり提出があつたので報告する。

平成17年6月21日提出、訓子府町議会議長 柴田喜八。

記、別紙でございます。次のページをお開き願ひたいと思ひます。25ページでございます。

平成17年5月30日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

訓子府町長 深見定雄

訓子府町土地開発公社の経営状況等を説明する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、訓子府町土地開発公社の経営状況等を説明する書類を別紙のとおり提出します。

次ページの26ページから36ページにつきましては、朗読を省略させていただきます。

以上であります。

議長（柴田喜八君） ただいまの報告に対して、質疑を許します。ご質疑ございません

か。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告第6号

議長(柴田喜八君) 日程第13、報告第6号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) それでは議案書の36ページをお開き願いたいと思いません。

報告第6号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成17年6月21日提出、訓子府町議会議長 柴田喜八。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年4月13日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年4月13日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

別表につきましては、朗読を省略いたします。

次に39ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年5月13日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年5月13日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

別紙につきましては、朗読を省略いたしまして、議案書の44ページをお開き願いたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成17年6月9日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成17年6月9日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

別表につきましては、朗読を省略いたします。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

議員の派遣について

議長（柴田喜八君） 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

所管事務調査について

議長（柴田喜八君） 日程第15、所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の委員長及び各常任委員会の委員長から、所管事務調査について、平成17年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願いが議長に対してあります。これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長及び各常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成17年度閉会中も継続して調査できることに決定いたしました。

閉会の議決

議長（柴田喜八君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会の宣言

議長（柴田喜八君） これにて平成17年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時45分

以上、平成17年第2回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員